

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成22年度の保険料と減額認定証の郵送について～

### 平成22年度の保険料額

<b>均等割</b> <small>【1人当たりの額】</small> <b>4万4,192円</b>	+	<b>所得割</b> <small>【被保険者ご本人の所得に応じた額】</small> <small>(所得-33万円) × 10.28%</small>	=	<b>1年間の保険料</b> <small>(100円未満切り捨て)</small>
---	---	---	---	---

平成22年度の保険料額は、7月中旬に郵送でお知らせします。

- 1年間の保険料の上限額は50万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。

保険料の支払方法を、口座振替に変更することができます

口座振替への変更を希望する方は、年金・長寿医療グループで手続きが必要です。

【 手続きに必要なもの ～ ご本人の保険証、預金通帳と銀行印 】

### 保険料の減額

#### ◎均等割の軽減（年額）

- 軽減割合は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。



所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前（年額）	軽減後（年額）
33万円かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で、ほかに所得がない	9割	4万4,192円	4,400円
33万円	8.5割	4万4,192円	6,628円
33万円+ (24万5,000円×世帯主以外の被保険者数) ※単身者世帯を除く。	5割	4万4,192円	2万2,096円
33万円+ (35万円×世帯の被保険者数)	2割	4万4,192円	3万5,353円

(例) 年金収入168万円（1人世帯）の軽減判定の所得の求め方

168万円 <small>(年金収入)</small>	-	120万円 <small>(公的年金等控除額)</small>	-	15万円 <small>(※特別控除額)</small>	=	33万円 <small>(軽減判定の所得)</small>	→	<b>8.5割 軽減</b>
--------------------------------	---	------------------------------------	---	---------------------------------	---	----------------------------------	---	--------------------

※特別控除額は、65歳以上の方の公的年金所得に適用します。

#### ◎所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下	5割

#### ◎被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減され4,400円となります（国民健康保険や国民健康保険組合を除く）。